

# 顧客本位の業務運営に関する取り組み方針

当社は、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、以下の通り公表いたします。

## 1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

---

顧客のために忠実、誠実に業務を行うことを業務運営の基本とし、顧客との信頼関係を損なわないよう投資助言・代理業務に勤めていきます。

また、主な顧客である個人投資家に対する投資助言活動を通じて、資産運用及び資産形成の支援を行います。質問、疑問等への迅速な対応を心掛け、情報提供、投資助言を行います。

その他、所属している協会主催のコンプライアンス研修に積極的に参加し、定期的に企業倫理の再確認を実施しております。

## 2 顧客の最善の利益の追求

---

顧客のために業務を行うことを基本方針とし、信頼関係を失わないよう努めております。具体的には、株式取得規約を作成、禁止事項を設けていることです。

- ①株式取得、インサイダー取引については自己管理を厳しくし、顧客の不利益となるような指示を与えてはならない。
- ②顧客に銘柄名を指示するよりも先に、もしくは流したと同時に株式を取得、売却するような行為をしてはならない。
- ③一部の顧客、もしくは本人の利益を優先させるため、他の顧客を操作する行為をしてはならない。
- ④顧客の相手方となる有価証券等の取引を行ってはならない。

などを徹底し、顧客の利益を第一に活動を行っております。

### 3 利益相反の適切な管理

---

利益相反に関しても、株式取得規約を作成。年に1回、過去1年間に行った株式の取得、売却明細を提出させ、顧客との利益相反行為がないよう努めております。具体的に下記ルールを策定、遵守しています。

- ①株式を取得する場合、短期的な売買を極力避けること。
- ②3か月以上保有を原則とし、株式の取得、売却明細を保管すること。また、売買をした者は、毎年1月31日までに前年度、1年間に行った株式の取得、売却明細を提出すること。
- ③空売り、信用取引などのレバレッジ取引は禁止とする。株式を取得する目的は資産運用のみであり、頻繁に売買を繰り返す行為、顧客に不利益となるように感じさせる取引をしてはならない。
- ④会員に提供する銘柄と同じ時期に同一銘柄を取引してはならない。また、その前後での取引であっても、疑わしいと思われる行為そのものをしないこと。
- ⑤株式取得については、役員（非常勤役員を除く。）、使用人及びこれらと生計を一にする親族（直系尊属を除く。）についても適用すること。
- ⑥管理責任者を設置する。管理責任者は（坂本彰）とする。

### 4 手数料の明確化

---

報酬は明確化し、当社サービスを利用するための料金以外のお代金は一切受領しておりません。

顧客からいただいている料金は、投資助言料およびサービスの開発や改善等の品質向上、各種情報の提供、インフラ関連等の費用を総合的に勘案した明確な報酬体系としております。

## 5 重要な情報の分かりやすい提供

---

お客さまの投資判断に役立つ情報を銘柄とともに掲載するとともに、サービスの内容や相場状況などについても情報提供に努めます。

また、基本的なリターンやリスク、損失、その他の重要な情報についても適時開示してまいります。

その他、市場の急激な変動による助言銘柄への影響等、早急にお伝えする必要があると判断した場合には、顧客の投資判断に必要となる情報を素早くお伝えいたします。

## 6 顧客にふさわしいサービスの提供

---

投資助言・代理業者として、顧客の安心と信頼が最も大切であると認識、誠実な対応を常に心がけ、顧客の望む最良のサービス提供を目指していきます。

分かりやすい説明はもちろんのこと、アフターフォローについても継続的に行ってまいります。